

協議第36号

住民自治充実のための取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	6 住民自治充実のための取扱い
<p>地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議（仮称）を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする。</p> <p>また、総合支所の長については、1任期に相当する期間に限り、一般職の職員に代えて助役を置くものとする。</p>	

「協議第36号 住民自治充実のための取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	6 住民自治充実のための取扱い
調整の内容	<p>地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議（仮称）を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする。</p> <p>また、総合支所の長については、1任期に相当する期間に限り、一般職の職員に代えて助役を置くものとする。</p>

(参考)

幕別町地域住民会議条例(案)

(設置)

第1条 地域住民の意向を行政に反映させ、行政と地域住民が協働して地域づくりを推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、地域住民会議(以下「住民会議」という。)を置く。

(設置単位)

第2条 住民会議は、町の区域を分けた区域を単位として設置することができる。

(所掌事務)

第3条 住民会議は、当該区域に係る次に掲げる事項のうち、町長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、町長に意見を述べることができる。

町の施策及び予算に関すること。

町の各種計画に関すること。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条に規定する市町村建設計画の変更に関すること。

町と当該区域の住民又は団体との連携の強化に関すること。

その他町長が必要と認めること。

(組織)

第4条 住民会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

行政区の長

公共的団体に所属する者で当該団体が推薦する者

識見を有する者

公募による者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき又は公共的団体が推薦を取り消したときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第6条 住民会議に委員長1名、副委員長2名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、住民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第7条 住民会議は、次の各号に掲げる場合に、委員長が招集する。

町長又は委員長が必要と認めるとき。

委員の4分の1以上の者から招集の請求があるとき。

- 2 委員長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮ってこれを定める。
- 4 会議は、公開とする。

(答申及び意見の尊重)

第9条 町長は、第3条に規定する住民会議の答申及び意見を尊重し、当該地域の振興に努めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第10条 住民会議の委員の報酬及び費用弁償については、幕別町の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第3号)の規定の例による。

(庶務)

第11条 住民会議の庶務は、本庁及び総合支所の企画又は地域振興担当部署において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公布の日 = 合併期日

住民自治充実のための取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（委員会・委員の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（職務・組織・設置）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。